

報道事業企業年金基金の適用・掛金事務について

平成30年10月

報道事業企業年金基金

目次

はじめに

1. 報道事業企業年金基金の制度	4
(1) 掛金と給付		
(2) 仮想個人勘定残高		
2. 適用関係の事務	6
(1) 加入者資格取得届		
(2) 加入者資格喪失届		
(3) 基準給与変更届		
(4) 加入者に関する(変更・訂正)届		
(5) 基準給与訂正届		
(6) 異動年月日訂正届		
(7) 異動通知書取消届		
(8) データによる届出方法		
(9) 帳票の切り替え		
3. 掛金関係の事務	25
(1) 調査決定と納入告知		
(2) 口座振替		
4. まとめ	27
(1) 適用		
(2) 掛金		

はじめに

報道事業企業年金基金は、「確定給付企業年金法」（平成13年法律第50号）に基づく企業年金基金です。

また、確定給付型の年金制度のことをDB制度（Defined Benefit Pension Plan）と言います。

制度移行後は、DBの法令通知に沿った運営や、新制度にもとづいた運営が必要となるため、厚生年金基金とは制度の仕組みや事務の流れが大きく変わります。

この資料では、主に企業年金基金における各種届出についてご案内します。

なお、DBでは「加入者関係の届出」は以下の3つの方法がありますが、この資料では下記①を前提としております。

- ① 手書きで届書を作成のうえ、基金へ届出
- ② エクセルの入力シートで内容入力後、別シートの届書を印刷して基金へ届出
- ③ 当基金指定のデータレイアウトによりエクセルファイルで届出（取得届、喪失届、給与変更届の3点のみ）

※上記①～③は基金ホームページよりダウンロードいただく取り扱いとなります。

◎ 用語説明

加入者

厚生年金基金では「加入員」といいましたが、企業年金基金では「加入者」といいます。

実施事業所

基金を構成している事業所のことを厚生年金基金では「設立事業所」といいましたが、企業年金基金では「実施事業所」といいます。

1. 報道事業企業年金基金の制度

(1) 掛金と給付

● 掛金

標準掛金	【全事業所】	基準給与 × 事業所ごとの掛金率
特別掛金	【該当する事業所のみ】	事業所ごとの掛金額（定額）
事務費掛金	【全事業所】	基準給与 × 0.2%

- ・「基準給与」は年1回（9月）、厚生年金の標準報酬月額に連動して変更となります。
- ・「特別掛金」の有無は下記「給付」の4点目が関係しております。

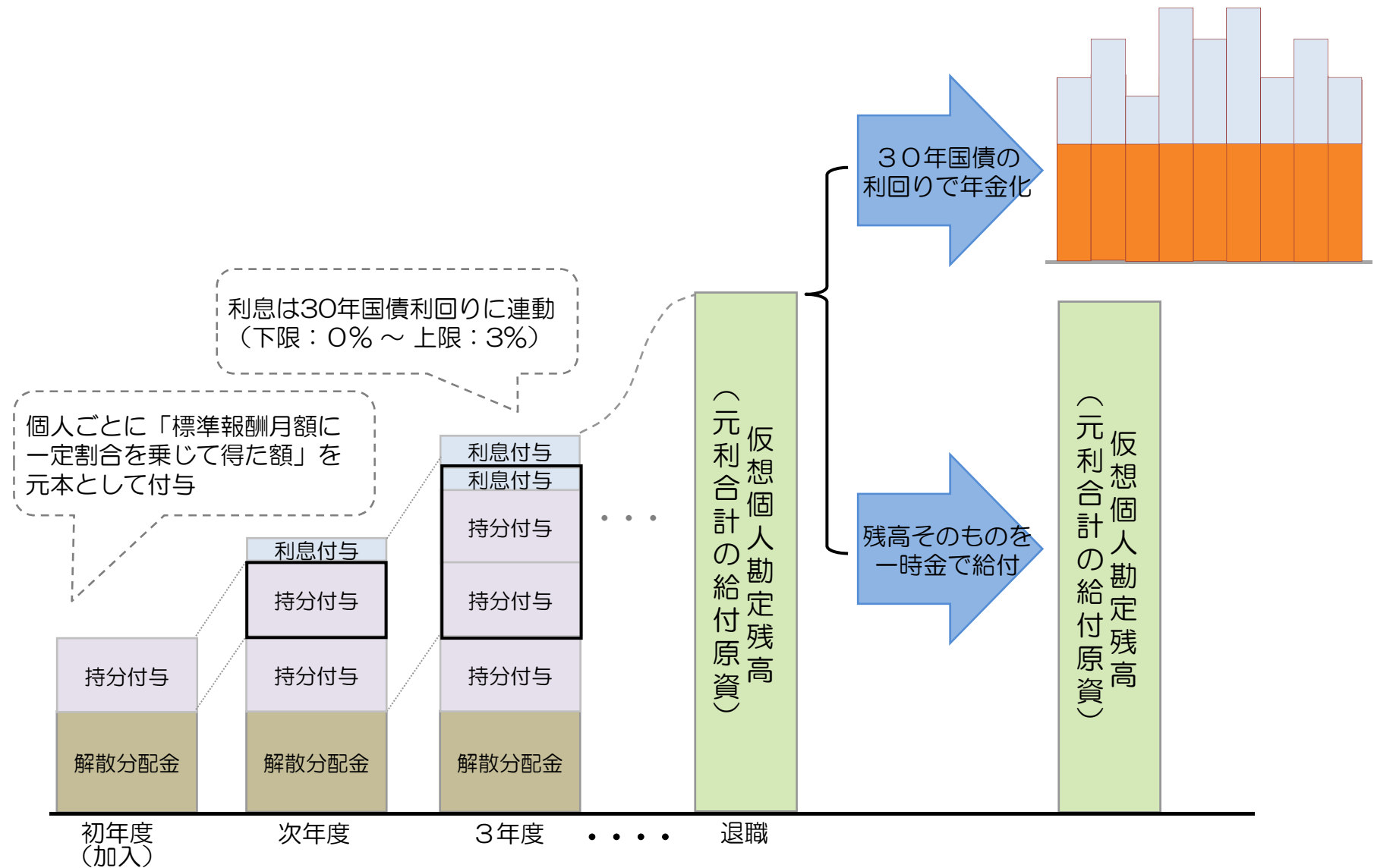
● 給付

新制度は「キャッシュバランスプラン」となります。イメージ図は次ページをご覧ください。

- ・キャッシュバランスプランとは、事業主が掛けた掛金の元利合計額を原資として給付する制度です。
- ・元本は、毎月、給与の一定割合（事業所ごとの掛金率）で積立てられ、利息は下限0%から上限3%の範囲内で30年国債の利回りにより付与されます。加入者の皆さまは、退職時に個人ごとの元利合計額である「仮想個人勘定残高」を一時金で受け取るか、年金で受け取るかを選択します。
- ・制度移行時は、原則として個人ごとの解散分配金が仮想個人勘定残高となります。
- ・ただし、事業所の選択により解散分配金ではなく、厚生年金基金のこれまでの加入期間に見合った給付（過去分給付現価）を仮想個人勘定残高とすることもできます。（ただし、特別掛金が発生します。）
- ・新制度では利息が30年国債利回りに連動するため、30年国債の金利が上下すると、給付額も上下します。利息付与の下限が0%のため、元本割れすることはありません。

1. 報道事業企業年金基金の制度

(2) 仮想個人勘定残高



2. 適用関係の事務

当基金に提出する届書は、以下のとおりです。これまでの届書との比較は次ページをご覧ください。
また、厚生年金を代行しなくなるため、法第128条の届出は不要となります。

<加入者関係>

届書の種類	届書を提出するとき	資料ページ
加入者資格取得届 (必要に応じ、加入者基礎年金番号届)	従業員を採用したとき 等	P. 10～
加入者資格喪失届	従業員が退職したとき 従業員が死亡したとき 従業員が70歳に到達したとき 等	P. 15～
基準給与変更届	9月1日時点の基準給与(※)を届出するとき	P. 18～

(※) 基準給与 … 厚生年金の標準報酬月額に相当するものです。ただし、月額変更等の随時改定はなくなり、年1回9月のみの改定となります。

当基金へは国での毎年の算定基礎が終了した時点の加入者全員分の標準報酬を基金へご通知いただきます。(初回の改定が平成31年9月のため、詳細は別途ご案内いたします。)

2. 適用関係の事務

厚生年金基金（現行制度）での適用届書名	企業年金基金（新制度）での適用届書名
加入員資格取得届	加入者資格取得届
加入員資格喪失届	加入者資格喪失届
加入員報酬標準給与月額算定基礎届	基準給与変更届 （ただし、年1回9月に改定）
加入員報酬標準給与月額変更届	
育児休業等終了時報酬標準給与月額変更届	
産前産後休業終了時報酬月額変更届	
加入員賞与標準給与支払届	不要
育児休業等取得者申出書	
産前産後休業取得者申出書	
育児休業等取得者終了届	
産前産後休業取得者終了届	

（注）企業年金基金では産前産後休業および育児休業等の保険料免除はありません。

2. 適用関係の事務

<加入者関係（変更および訂正にかかるもの）>

届書の種類	届書を提出するとき	資料ページ
加入者に関する（変更・訂正）届	従業員が婚姻等により氏名を変更したとき 資格取得届に記載した氏名・生年月日・性別が誤っていたとき	P. 19
基準給与訂正届 異動年月日訂正届 異動通知書取消届	各種届に記載した基準給与もしくは異動日が誤っていたとき 各種届に記載した内容を取り消すとき	P. 20～

<事業所関係>

届書の種類	届書を提出するとき
事業主関係変更届	事業主・事業主の氏名・事業主の名称が変更となったとき 事業所の名称・所在地を変更したとき ※日本年金機構から通知される「適用事業所所在地名称変更通知書」の写し等、 変更後の名称・所在地を確認できる資料を添付してください。 代理人を選任（変更）・解任したとき

2. 適用関係の事務

◎ 用語説明

事業所番号	当基金が事業所ごとに割り振る番号です。 東京都報道事業厚生年金基金の事業所番号が、そのままDB制度での事業所番号になります。
加入者番号	当基金が加入者ごとに割り振る番号です。 東京都報道事業厚生年金基金解散時に加入員である方は、原則として、現在の加入員番号がそのまま加入者番号になります。
基準給与	毎月の掛金を算出するための基準となる給与です。 年1回（9月）、厚生年金の標準報酬月額に連動して変更となります。

2. 適用関係の事務

(1) 加入者資格取得届

- 届書を提出するとき

- ・ 従業員を採用したとき（従業員が厚生年金の被保険者になったとき）

「事業所に使用される厚生年金の被保険者」が加入者になります。

事業主または従業員ご本人の意思により「加入しない」ことはできません。ご本人には掛金の負担がないことをご説明のうえ、加入者の要件を満たしている場合には、必ず資格取得届をご提出ください。

- 提出期限

事実発生から5日以内

※掛金計算スケジュールにご注意ください。当月分に間に合わなかった場合は、翌月分以降で精算します。

※事実発生から60日以上経過してから提出する場合は、資格取得年月日を確認できる資料（例：日本年金機構から通知される資格取得届の確認通知書の写し）を添付してください。

2. 適用関係の事務

● 記入上の留意点

① 加入者番号

新規加入の場合は、空欄で差し支えありません。
事業所間異動等、番号がわかっている場合は、ご記入ください。

業務コード														
C	A	5	1	1										
制度区分		委託者番号				事業所番号								
02		0	0	0	8	0	4	5	0	0	9	9	9	9

※生年月日、性別及び取得事由については、数字にかからないように丸を付してください。

枝番	加入者番号	加入者氏名		生年月日	性別	基礎年金番号																			
01	①	カナ	キキン	ハナコ	5 : 昭和	1 : 男 2 : 女	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0									
		(氏)	基金	花子	7 : 平成																				
資格取得年月日		基準給与(標準報酬月額)				取得事由		基金使用欄																	
7 : 平成		3	0	③	2	0	1	2	2	4	0	0	0	円	新規加入	再加入	事業所間異動								
						02 05 01																			

③ 資格取得年月日

厚生年金の資格取得年月日をご記入ください。

② 基礎年金番号

・20歳未満の従業員を採用したとき、入国と同時に厚生年金に加入する外国籍の従業員を採用したとき等、年金手帳の基礎年金番号がわからない場合は、空欄で差し支えありません。

・上記の理由により空欄で提出があった場合、当基金における事務処理が完了したのち、資格取得確認通知書とともに「基礎年金番号届」の用紙を送付します。日本年金機構から通知される確認通知書等で基礎年金番号が判明したのち、ご提出ください。

2. 適用関係の事務

④ 基準給与

厚生年金の標準報酬月額

- ・ 上限：620,000円
- ・ 下限： 88,000円

※「報酬月額」を記入する欄ではありませんので、ご注意ください。

(例) 報酬月額 210,000円

→標準報酬月額 220 千円

→「220,000」と記入

⑤ 取得事由

判断できない場合は、空欄で差し支えありません。

- 60歳以上の加入者が退職して1日も空くことなく同じ事業所で再雇用される場合（同日得喪）

資格喪失届と資格取得届を同日付で作成し、同時に提出することにより9月を待つことなく基準給与を変更することができます。
詳しくは、資格喪失届の項をご参照ください。

2. 適用関係の事務

- 複数の事業所に同時に勤務している加入者

実施事業所と実施事業所以外の事業所に同時に勤務している場合

実施事業所で加入者になります。（実施事業所が国では非選択の事業所であっても基金に加入となります。）

基準給与には、実施事業所のみ報酬月額に基づく標準報酬月額をご記入ください。

複数の実施事業所に同時に勤務している場合

ご本人が選択事業所へ申出を行い、その事業所が当基金に「二以上事業所勤務届」をご提出いただきます。これにより、どちらか一方の実施事業所で加入者になります。（国での選択・非選択と同じ取扱いとする必要はありません。）

基準給与には、選択した事業所のみ報酬月額に基づく標準報酬月額をご記入ください。選択した事業所のみ基準給与にもとづいた掛金と給付になります。

なお、制度移行時の加入者で該当する方がいらっしゃる場合、「二以上事業所勤務届」を基金にご提出ください。

- 他の企業年金制度の一時金相当額等の受け入れ

他の企業年金制度を中途脱退したことによる一時金相当額等を当基金の仮想個人勘定残高に移換することができます。

中途入社等で当基金の加入者となる方ご本人に移換が可能であることを説明し、ご希望があった場合は、当基金にご連絡ください。

当基金への移換が可能な制度の種類
確定給付企業年金の脱退一時金
確定拠出年金(企業型)の個人別管理資産
確定拠出年金(個人型)の個人別管理資産
企業年金連合会の積立金
存続厚生年金基金の脱退一時金

2. 適用関係の事務

● 基礎年金番号届

確定給付企業年金においても基礎年金番号を管理する必要があります。

資格取得届を提出した際には不明だった基礎年金番号が日本年金機構の確認通知書等により判明した場合は、当基金に「基礎年金番号届」をご提出ください。用紙は該当者がいた場合に当基金の資格取得届の確認通知書とともに送付します。

確定給付企業年金 加入者基礎年金番号届																								
業務コード					制度区分	委託者番号					事業所番号													
C	A	0	4	1	02	0	0	0	8	0	4	5												
頁番号																								
頁番号																								
枝番	加入者番号					基礎年金番号					資格取得年月日					備考 (氏名等)								
01											7	平成												
02											7	平成												
03											7	平成												
04											7	平成												
05											7	平成												
06											7	平成												
07											7	平成												
08											7	平成												
09											7	平成												
10											7	平成												
事業所所在地					〒																			
事業所名称																								
事業主氏名					印																			
電話																								
															平成 年 月 日提出					交付日付印				

2. 適用関係の事務

(2) 加入者資格喪失届

- 届書を提出するとき
 - ・ 従業員が退職したとき
 - ・ 従業員が厚生年金の被保険者ではなくなったとき
 - ・ 従業員が死亡したとき
 - ・ 従業員が70歳に達したとき

- 提出期限

事実発生から5日以内

※掛金計算スケジュールにご注意ください。当月分に間に合わなかった場合は、翌月分以降で精算します。
※事実発生から60日以上経過してから提出する場合は、資格喪失年月日を確認できる資料（例：日本年金機構から通知される資格喪失届の確認通知書の写し）を添付してください。

2. 適用関係の事務

● 記入上の留意点

① 加入者番号

資格取得届を提出したばかりで、加入者番号がわからない場合は、空欄で差し支えありません。

② 資格喪失年月日

【喪失事由と資格喪失年月日の記入内容】

- ◆退職・死亡の場合 ⇒ 「翌日」
- ◆70歳到達 ⇒ 「70歳の誕生日の前日」

業																											
C	A	5	6	1																							
制度区分		委託者番号				事業所番号																					
02		0	0	0	8	0	4	5	0	0	9	9	9	9													
※生年月日及び喪失事由については、数字にかからないように丸を付してください。																											
枝番	加入者番号						加入者氏名						生年月日		性別	資格喪失年月日											
01				1	2	3	基金 花子						5 : 昭和	0	4	0	1	2	3	男	7 : 平成	3	1	0	1	2	1
喪失事由														郵便番号		住所											
70歳到達	事業所間異動	死亡	懲戒	その他					1		0	4	0	0	4	5	チウオウク ツキジ7-6-1 HKビル5カイ										
02	01	03	07	08							4		中央区築地7-6-1		HKビル5階												

④ 住所

- ・都道府県の記載は省略できます。
- ・フリガナは、地番の数字、建物名、部屋番号まで記入してください。英数字も使用できます。

③ 喪失事由

- ・70歳到達
- ・事業所間異動… グループ会社など当基金に加入している事業所への転籍
- ・死亡
- ・懲戒… 懲戒免職等による給付の制限を行う場合（次ページをご覧ください）
- ・その他… 上記以外の場合

※「事業所間異動」等により資格喪失後、同月内に資格取得が確認された場合は、ご本人に脱退一時金のご案内を送付しない取扱いとなります。

2. 適用関係の事務

- 60歳以上の加入者が退職して1日も空くことなく同じ事業所で再雇用される場合（同日得喪）

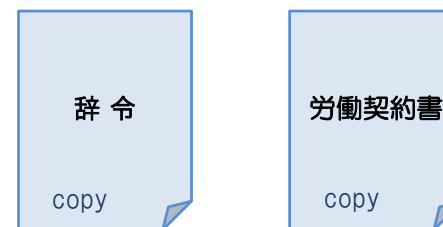
資格喪失届と資格取得届を同日付で作成し、同時に提出することにより9月を待つことなく基準給与を変更することができます。

次の添付書類が必要です。

〈退職日が確認できる資料 をいずれか1点〉



〈再雇用された日が確認できる資料 をいずれか1点〉



原則として、喪失事由は「08：その他」、取得事由は「05：再加入」として届書をご作成ください。

- 懲戒免職等による給付の制限を行う場合

加入者が次のいずれかの理由により退職した場合は、給付の全部または一部を行わないことができます。

- ① 窃取、横領、傷害その他刑罰法規に触れる行為により、事業主に重大な損害を加え、その名誉若しくは信用を著しく失墜させ、又は実施事業所の規律を著しく乱したこと。
- ② 秘密の漏えいその他の行為により職務上の義務に著しく違反したこと。
- ③ 正当な理由がない欠勤その他の行為により実施事業所の規律を乱したこと又は事業主との雇用契約に関し著しく信義に反する行為があったこと。

給付の制限をご希望の場合は、必要な添付書類等をご案内しますので、事前に事務局にご相談ください。

※納付した掛金を事業主に返還する制度ではありませんので、ご注意ください。

2. 適用関係の事務

(3) 基準給与変更届

- 「基準給与」は年1回（9月）、厚生年金の標準報酬月額に連動して変更となります。
※これまでの定時決定（算定）および随時改定（月変）と取扱いが異なりますのでご注意ください。
- 給与改定事務は平成31年9月が初回となりますので本資料では概要のみ説明いたします。
（詳細は、別途ご案内いたします。）

● 届書を提出するとき

- 毎年9月頃を予定

● 事務の概要

- 基金より6月末基準の加入者一覧（エクセルファイル）を提供いたしますので、9月1日時点の標準報酬月額のみを入力してご提出いただきます。
- 別途、紙での届書もご用意しておりますが、事前打出し等の用意はありません。

2. 適用関係の事務

(4) 加入者に関する(変更・訂正)届

● 届書を提出するとき

従業員が婚姻等で氏名を変更したとき

資格取得届に記載した氏名・基礎年金番号・取得事由・性別・生年月日を訂正するとき

資格喪失届に記載した喪失事由を訂正するとき

確定給付企業年金 加入者に関する(変更・訂正)届											
制度区分		委託者番号				事業所番号				訂正番号	
02		00080045									
加入者番号		加入者氏名(訂正等の場合は訂正等前の氏名)				生年月日					
		(氏)				5:昭和 7:平成					
<small>※1 漢字氏名の訂正又は変更、性別又は生年月日の訂正については、加入者証を添付してください。 ※2 取得事由、性別、生年月日及び喪失事由については、概平にかかわらずに丸を併せてください。</small>											
資格取得	氏名訂正	業種コード	資格取得年月日	訂正前の氏名	訂正後の氏名	基金使用種(精算開始基準日)					
		CA512	7:平成	カサ (氏)	カサ (氏)						
	基礎年金番号	業種コード	資格取得年月日	訂正前の基礎年金番号	訂正後の基礎年金番号						
		CA041	7:平成								
	取得事由	業種コード	資格取得年月日	訂正前の取得事由	訂正後の取得事由	基金使用種(精算開始基準日)					
		CA512	7:平成	新規加入 02 再加入 05 事業所間異動 01	新規加入 02 再加入 05 事業所間異動 01						
性別	業種コード	資格取得年月日	訂正前の性別	訂正後の性別	基金使用種(精算開始基準日)						
	CA512	7:平成	1:男 2:女	1:男 2:女							
生年月日	業種コード	資格取得年月日	訂正前の生年月日	訂正後の生年月日	基金使用種(精算開始基準日)						
	CA512	7:平成	5:昭和 7:平成	5:昭和 7:平成							
資格喪失	業種コード	資格喪失年月日	訂正前の喪失事由	訂正後の喪失事由	基金使用種(精算開始基準日)						
	CA562	7:平成	02 01 03 07 08 02 01 03 07 08	02 01 03 07 08 02 01 03 07 08							
氏名変更	業種コード	変更年月日	変更前の氏名	変更後の氏名							
	CA021	7:平成	カサ (氏)	カサ (氏)							
事業所所在地		平				平成 年 月 日提出		受付日付			
事業所名称											
事業主氏名											
電話											
印											
基金使用種		事務始期日				届出日		受付日			

2. 適用関係の事務

(5) 基準給与訂正届

- 届書を提出するとき

資格取得届に記載した基準給与を訂正するとき
 基準給与変更届に記載した基準給与を訂正するとき

確定給付企業年金												基準給与訂正届												頁番号			
制度区分		委託者番号				事業所番号																					
02		0 0 0 8 0 4 5																									
加入者番号						加入者氏名																					
						(氏)						(名)															
種類	業務コード		資格取得年月日				訂正前の基準給与 (標準報酬月額)				訂正後の基準給与 (標準報酬月額)				基金使用権 (精算開始基準日)												
資格取得	C	A	5	1	2	7 : 平成				0 0 0 円				0 0 0 円													
種類	業務コード		適用年月日				訂正前の基準給与 (標準報酬月額)				訂正後の基準給与 (標準報酬月額)				基金使用権 (精算開始基準日)												
基準給与変更	C	A	5	3	2	7 : 平成				0 9 0 1				0 0 0 円				0 0 0 円									
加入者番号						加入者氏名																					
						(氏)						(名)															
種類	業務コード		資格取得年月日				訂正前の基準給与 (標準報酬月額)				訂正後の基準給与 (標準報酬月額)				基金使用権 (精算開始基準日)												
資格取得	C	A	5	1	2	7 : 平成				0 0 0 円				0 0 0 円													
種類	業務コード		適用年月日				訂正前の基準給与 (標準報酬月額)				訂正後の基準給与 (標準報酬月額)				基金使用権 (精算開始基準日)												
基準給与変更	C	A	5	3	2	7 : 平成				0 9 0 1				0 0 0 円				0 0 0 円									
事業所所在地	〒											平成 年 月 日提出												受付日付印			
事業所名称												印															
事業主氏名																											
電話																											
基金使用権	事務処理日		担当		受付日																						

2. 適用関係の事務

(6) 異動年月日訂正届

● 届書を提出するとき

資格取得届に記載した資格取得年月日を訂正するとき
 基準給与変更届の適用年月日を訂正するとき
 資格喪失届に記載した資格喪失年月日を訂正するとき

確定給付企業年金															異動年月日訂正届				
制度区分		委託者番号					事業所番号					頁番号							
02		0 0 0 8 0 4 5																	
加入者番号						加入者氏名													
						(氏) (名)													
種類	業務コード		訂正前の資格取得年月日				訂正後の資格取得年月日				基金使用欄 (積算開始基準日)								
資格取得	C	A	5	1	2	7	平成					7	平成						
種類	業務コード		訂正前の適用年月日				訂正後の適用年月日				基金使用欄 (積算開始基準日)								
基準給与変更	C	A	5	3	2	7	平成		0	9	0	1	7	平成		0	9	0	1
種類	業務コード		訂正前の資格喪失年月日				訂正後の資格喪失年月日				基金使用欄 (積算開始基準日)								
資格喪失	C	A	5	6	2	7	平成					7	平成						
加入者番号						加入者氏名													
						(氏) (名)													
種類	業務コード		訂正前の資格取得年月日				訂正後の資格取得年月日				基金使用欄 (積算開始基準日)								
資格取得	C	A	5	1	2	7	平成					7	平成						
種類	業務コード		訂正前の適用年月日				訂正後の適用年月日				基金使用欄 (積算開始基準日)								
基準給与変更	C	A	5	3	2	7	平成		0	9	0	1	7	平成		0	9	0	1
種類	業務コード		訂正前の資格喪失年月日				訂正後の資格喪失年月日				基金使用欄 (積算開始基準日)								
資格喪失	C	A	5	6	2	7	平成					7	平成						
事業所所在地						平成 年 月 日提出													
事業所名称						受付日付印													
事業主氏名						印													
電話番号																			
基金使用欄	事務処理日		担当		受付日														

2. 適用関係の事務

(7) 異動通知書取消届

● 届書を提出するとき

各種届出の内容を取り消すとき

確定給付企業年金		異動通知書取消届															
制度区分	02	委託者番号						事業所番号						頁番号			
		0	0	0	8	0	4	5									
加入者番号						加入者氏名											
						(氏)						(名)					
種別	業務コード	取消となる資格取得年月日						基金使用開始基準日									
資格取得	C A	5	1	0	7 : 平成												
種別	業務コード	取消となる適用年月日						基金使用開始基準日									
基準給与変更	C A	5	3	0	7 : 平成						0 9 0 1						
種別	業務コード	取消となる資格喪失年月日						基金使用開始基準日									
資格喪失	C A	5	6	0	7 : 平成												
加入者番号						加入者氏名											
						(氏)						(名)					
種別	業務コード	取消となる資格取得年月日						基金使用開始基準日									
資格取得	C A	5	1	0	7 : 平成												
種別	業務コード	取消となる適用年月日						基金使用開始基準日									
基準給与変更	C A	5	3	0	7 : 平成						0 9 0 1						
種別	業務コード	取消となる資格喪失年月日						基金使用開始基準日									
資格喪失	C A	5	6	0	7 : 平成												
事業所所在地	〒																
事業所名称																	
事業主氏名	印																
電話																	
												平成	年	月	日提出	受付日付印	
基金使用欄	事務処理日	担当	受付日														

2. 適用関係の事務

(8) データによる届出方法

- 資格取得届・資格喪失届・基準給与変更届については、当基金指定のデータレイアウトに従ってエクセルファイル形式でご提出いただくことができます。
- データレイアウトは、当基金のホームページからダウンロードすることができます。
- 作成したデータは、FD、CDまたはDVDに収録し、「データ形式届書総括票」をあわせてご提出ください。
(総括票の様式も当基金のホームページにご用意します。)

2. 適用関係の事務

(9) 帳票の切り替え

- 平成30年9月30日までの異動日の適用届書は厚生年金基金の届書にてご提出ください。
- 平成30年10月1日以降の異動日の適用届書は企業年金基金の届書にてご提出ください。
- 資格喪失届を例にすると、9月30日までの資格喪失（9月29日までの退職）は厚生年金基金の届書となり、10月1日以降の資格喪失（9月30日以降の退職）は企業年金基金の届書となります。
- なお、以下の点についてご注意ください。
 - ・ 移行時の加入者についてはDB設立にかかる取得届をご提出いただく必要はありません。
（基金にて対応いたします。）
 - ・ ただし、10月改定の月額変更該当する方がいた場合は、基金へご通知ください。
（日本年金機構から通知される月額変更届の確認通知書の写しを基金へ送付してください。）

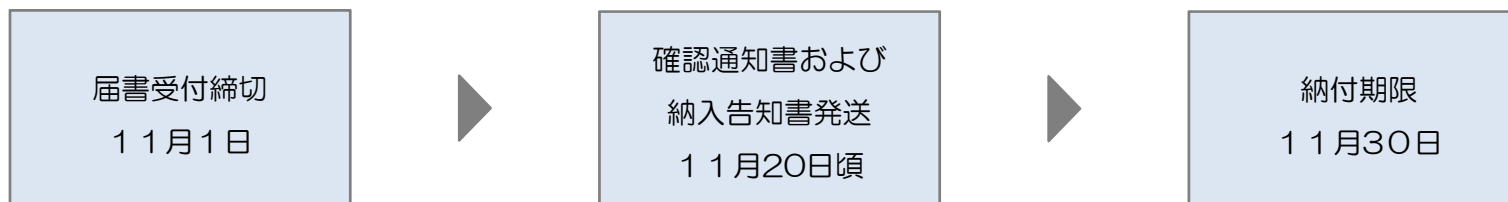
※DB設立による加入者証（全加入者分）を発行しますが、基金設立による一括処理の関係上、送付は平成30年12月頃を予定しております。

3. 掛金関係の事務

(1) 調査決定と納入告知

- 当基金の掛金は、全額事業主負担です。
- X月分の掛金は、翌月（X+1月）第1営業日までに提出された届書に基づいて決定し、翌月20日頃に納入告知書を発送します。納付期限は翌月末日（末日が金融機関の休業日である場合は翌営業日）です。

(例) 平成30年10月分の場合



- 納入告知書には次の資料を同封します。

掛金増減計算書	加入者の人数、基準給与の総額が記載されています。
---------	--------------------------

なお、初回（平成30年10月分）のみ「加入者明細表」をエクセルファイルにより還元予定です。

※基金設立による一括処理の関係上、納入告知書とは別に後日の発送となります。

3. 掛金関係の事務

(2) 口座振替

- 当基金の掛金は、口座振替または振込みで納付していただきます。
- 厚生年金基金より引き続き、口座振替で納付いただく場合でも、再度、当基金に「預金口座振替依頼書」をご提出いただく必要があります。（依頼書はすべての事業所へ当基金より8月20日頃に送付いたします。）
- 当基金では、口座振替による収納業務を「三菱UFJファクター株式会社」に委託し、同社が事業所ご指定の口座より納付期限（毎月末日）に掛金の振替をします。
- ご利用いただける口座は、「ワイドネット提携金融機関一覧」でご確認いただけます。

= 「ワイドネット」ホームページ =

<http://www.muf.bk.mufg.jp/collect/wide/index.html>

の「提携金融機関一覧」でPDFファイルをダウンロードできます。



- ご指定の口座を変更するときは、当基金に「預金口座振替依頼書」をご提出ください。
- 万が一、口座振替ができなかった場合は、振替不能の確認後、当基金より納付書を送付しますので、現金で納付してください。再振替はできません。なお、その際の手数料は事業所でご負担をいただくこととなりますのでご注意ください。

4. まとめ

(1) 適用

- 移行時の加入者についてはDB設立にかかる取得届をご提出いただく必要はありませんが、10月の月額変更があった方をご通知ください。
- 平成30年10月1日以降の異動日の適用届書は企業年金基金の届書にてご提出ください。
- 企業年金基金への届出方法は以下の3つの方法があります。
 - ① 手書きで届書を作成のうえ、基金へ届出
 - ② エクセルの入力シートで内容入力後、別シートの届書を印刷して基金へ届出
 - ③ 当基金指定のデータレイアウトによりエクセルファイルで届出（取得届、喪失届、給与変更届の3点のみ）
- 上記①～③を基金ホームページよりダウンロードください。

(2) 掛金

- 厚生年金基金より引き続き、口座振替で納付いただく場合でも、再度、当基金に「預金口座振替依頼書」をご提出ください。

本資料に関するお問い合わせ先

報道事業企業年金基金
03-6264-7850

(受付時間 9:00~17:00)